



やとみの赤い羽根共同募金

<p>令和4年度実績額 2,814,122円</p>	<p>令和4年度内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>・戸別募金</td> <td>2,096,563円</td> <td>・街頭募金</td> <td>57,331円</td> </tr> <tr> <td>・法人募金</td> <td>106,100円</td> <td>・学校募金</td> <td>126,609円</td> </tr> <tr> <td>・職域募金</td> <td>22,675円</td> <td>・イベント募金</td> <td>71,496円</td> </tr> <tr> <td>・その他の募金</td> <td>296,183円</td> <td>・歳末募金</td> <td>37,165円</td> </tr> </table>	・戸別募金	2,096,563円	・街頭募金	57,331円	・法人募金	106,100円	・学校募金	126,609円	・職域募金	22,675円	・イベント募金	71,496円	・その他の募金	296,183円	・歳末募金	37,165円
・戸別募金	2,096,563円	・街頭募金	57,331円														
・法人募金	106,100円	・学校募金	126,609円														
・職域募金	22,675円	・イベント募金	71,496円														
・その他の募金	296,183円	・歳末募金	37,165円														
<p>令和5年度目標額 3,050,000円</p>	<p>みなさまからお寄せいただいた寄付金は、弥富市をよくする活動や愛知県内の広域の社会福祉施設の整備や団体の事業等に役立てられます。</p>																



子どもたちのために

福祉教育の一環として、市内各学校にて福祉実践教室を行っています。



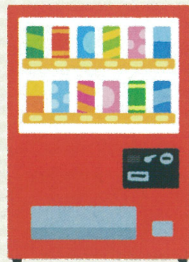
高齢者のために

地域の民生委員さんにご協力いただき、一人暮らし高齢者と高齢夫婦の見守り活動をしています。

そのほか、障がいのある方や、災害ボランティア等の事業に役立てられています。

「募金ができる自動販売機」の紹介

飲み物を購入するとその売上の一部が共同募金に寄附されます。いつでも、誰でも、赤い羽根共同募金を通じて、社会貢献していただける自動販売機です。設置事業所も募集しています。



募金箱設置事業所 募集のご案内

お店のレジ近くや窓口に募金箱を設置し、共同募金への協力を広く呼び掛けることで「じぶんの町を良くする」活動を支えてください。募金箱は無料で提供いたします。



弥富市共同募金委員会

〒498-0021 弥富市鯛浦町上本田95番地1 TEL.0567-65-8105

じぶんの町を良くするしくみ。



赤い羽根共同募金

赤い羽根は共同募金のシンボルです。昔、赤い羽根が「善い行い」や「勇気」の象徴とされてきたことによると言われています。

共同募金とは

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和 22(1947)年に、「国民たすけあい運動」として始まり、今年で 77 回目を迎えます。当初、戦後復興の一助として、戦争で打撃を受けた福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、民間の社会福祉の推進のために活用されてきました。

そして、社会が大きく変化した現在、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援するしくみとして、また、やさしさや思いやりを届ける運動として、毎年 10 月 1 日から全国一斉に行われます。

共同募金のしくみ

愛知県で集められた募金は、愛知県内の福祉活動に活用されています

募金活動へのご協力・ご寄付

県民のみなさま

地域福祉サービスの提供

戸別・街頭・法人・
学校・職域募金など

募金

支援

社会福祉施設・団体への支援
福祉教育、子ども会活動への支援
地域課題解決のための支援など

市区町村
共同募金委員会

市区町村
社会福祉協議会

送付

全額を送付
翌年度配分

配分

市区町村を越えた
福祉活動への支援
県内の社会福祉施設・
団体への支援など
災害復興支援

募金

愛知県共同募金会

配分



「じぶんの町を良くするしくみ」赤い羽根共同募金にご協力をお願いします。

インターネットからもご寄付いただけます

- ・中央共同募金会が運用するネット決済システムにより、クレジットカードやコンビニなどからも寄付ができます。
- ・県や市区町村を指定しての寄付もできます。

ふるさとサポート募金

検索



共同募金会は、税制上、国・地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。

税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会が行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり、共同募金による配分が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。

2023

この広報紙は、こくみん共済coop、
東海労働金庫の協賛金により
作成しました。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop



健全・安心・貢献
東海ろうきん

